



障害基礎年金をご存知ですか？

国民年金に加入している間にかかった病気やけがが原因で障がいが残り、国民年金保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受給できる場合があります。

請求できる条件

▶対象者

障がいの原因となった病気やけがで、初めて病院にかかった日(初診日)において、次のいずれかに該当している人。

- 国民年金(1号被保険者・3号被保険者)に加入中だった人。
 - 老齢基礎年金の繰り上げ請求をしておらず、当時厚生年金に加入していなかった60歳～64歳の人。
- ※1号被保険者とは、20歳以上60歳未満の国民年金加入者。
3号被保険者とは、会社員や公務員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。

▶納付要件

障害基礎年金を請求するには、次のどちらかの納付要件を満たしていなければなりません。

- 初診日が属する月の前々月までの1年間、保険料の未納がないこと。
- 初診日が属する月の前々月までの公的年金被保険者期間で、3分の2以上の納付済期間(免除期間を含む)があること。

※20歳前に初診日がある場合は、この納付要件は該当しません。

注意点

障害者手帳の有無や、等級は関係ありません。診断書をもとに、国民年金法で定められた障害等級に該当するかどうかで、受給できるかが決まります。

まずはご相談を

請求できるのか、どのような書類が必要なのかは、人によって異なります。まずは、住民課 国民年金係へご相談ください。

☎住民課 国民年金係 ☎932-1467(ダイヤルイン)
☎932-1151(内線118)

厚生年金もしくは共済年金加入期間中に初診日がある場合は、障害厚生年金、障害共済年金を請求することになります。その場合は、年金事務所または各共済組合にご相談ください。



統計調査の登録調査員を募集しています

須恵町では、各種統計調査にご協力いただける「登録調査員」を募集しています。

統計調査といえば、「国勢調査」が代表的ですが、その他にも毎年何らかの統計調査が実施されています。各種統計調査の結果は、暮らしを良くするための重要な基礎データとして利用されます。

▼登録調査員とは

国や県が任命する非常勤の公務員です。国や県が実施する統計調査において、調査対象となる世帯・事業所を訪問して調査の趣旨や内容などを説明し、調査票の記入依頼・回収を行います。

▼調査員の業務内容

- 調査員説明会への出席
- 調査対象の確認
- 調査票の配布と記入の依頼
- 調査票の回収
- 調査票の点検・整理・提出
- 調査業務の依頼

調査実施前に調査の内容、日程などを登録調査員にお知らせし、従事可能であれば、調査業務を依頼します。必ずしもすべての調査に従事していただくわけではありません。

▼調査員の報酬

報酬額は調査の内容、受け持ち件数などによって異なりますが、概ね2～5万円程度です。

▼登録の申し込みについて

- 登録調査員の資格要件
 - 次のいずれかの要件にも該当する人
 - 町内に住所を有する年齢20歳～70歳未満の人
 - 秘密の保護を遵守できる人
 - 責任を持って調査事務を遂行できる人
- 勤務、警察および選挙に直接関係のない人
- 暴力団員でない人および暴力団員もしくは暴力団と密接な関係の有していない人

▼登録期間

登録取り消しの申し出がない限り更新します。

▼申請書の提出

まちづくり課備え付けの「登録調査員登録申請書」に必要事項をご記入の上、提出してください。受け付けは随時行なっています。

☎まちづくり課

☎932-1153(ダイヤルイン)
☎932-1151(内線347)

☎…問い合わせ先

国民健康保険からのお知らせ

平成29年度国民健康保険税の税率が改定されます

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられよう、医療費の一部を国保加入者が自己負担し、残りを保険で支払うことを主な目的とした制度です。その財源は、国保加入者が負担する国保税と国・県の負担金などで賄われています。

須恵町国保は、国保加入者の高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加、後期高齢者医療制度や介護保険制度へ拠出金が増加していますが、平成20年度から税率を据え置いているため赤字が続いています。

このため、やむを得ず平成29年度から国保税の税率を改定することになりました。今回の改定では、所得に関係なく固定資産税の状況により計算されていた資産割を廃止することになりました。

国保加入者の皆さんには、新しい税率の国保税をご負担いただくこととなりますが、今後においても国民健康保険の安定的な運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

平成29年度からの新しい税率

	所得割		資産割		均等割		平等割	
	改定前 (平成28年度)	改定後 (平成29年度)	改定前 (平成28年度)	改定後 (平成29年度)	改定前 (平成28年度)	改定後 (平成29年度)	改定前 (平成28年度)	改定後 (平成29年度)
医療分	7.0%	7.6%	15.0%	-	20,000円	24,000円	23,000円	25,000円
後期高齢者支援分	2.1%	2.4%	-	-	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円
介護保険分	1.8%	2.3%	-	-	8,500円	9,000円	7,500円	9,000円

※所得割とは、加入者の所得に応じて負担する保険税。資産割とは、固定資産税の状況に応じて負担する保険税。均等割とは、加入者一人ひとりが均等に負担する保険税。平等割とは世帯ごとに負担する保険税。

どれくらい国保税が変わるの？ モデル世帯の国保税額

①高齢者(65～74歳)の1人暮らし ▶世帯主 所得 33万円以下(年金収入153万円以下)	改定前	改定後
	17,100円	→ 19,500円
②夫婦(40～64歳)の2人暮らし ▶世帯主 所得 150万円(給与収入240万円)、 固定資産税 5万円 配偶者 所得 なし	改定前	改定後
	242,400円	→ 266,800円
③夫婦(40歳未満)と子ども1人(小学生)の3人暮らし ▶世帯主 所得 200万円(給与収入311万円) 配偶者 所得 なし	改定前	改定後
	260,900円	→ 293,900円

平成29年度の国保税の試算ができます

平成28年分の源泉徴収票や確定申告書の控えをご用意の上、住民課 国民健康保険係へお問い合わせください。

☎住民課 国民健康保険係 ☎932-1467(ダイヤルイン) ☎932-1151(内線117)

☎…問い合わせ先